

令和 8 年度 東 京 都 職 員

経験者採用選考案内[福祉]

《児童福祉（経験者）採用選考との違い》

- 主事級職を受験される方は、4 年制大学卒の場合、福祉に関する職務経験 2 年以上で申込可能です。
- 本採用選考では、児童福祉司や児童自立支援専門員の任用資格をお持ちの方に加え、児童指導員や保育士等の資格をお持ちの方もお申込みいただけます。

《本採用選考の特徴》

- 第 1 次選考の適性検査は、公務員試験のための特別な準備を必要とせず、全国どこからでも希望の日時を選んで受験が可能です。
- 最終合格者は、主事級職又は主任級職として採用されます。
- 受験資格を満たしている場合、主事級職と主任級職との併願が可能です。

《主な日程》		
申 込 受 付	受付期間	8 月 6 日（木曜日）から 8 月 31 日（月曜日）午後 5 時まで（受信有効）
	注意事項	・ 提出書類に不足などの不備がある場合、受理せずに申込みを却下します。その場合の受付期間も上記のとおりですので、お早めにお申し込みください。 ・ 申込みは、原則としてインターネットのみとなります。
第 1 次選考日		9 月 11 日（金曜日）から 9 月 24 日（木曜日）までの間で受験者が選択する日
第 1 次合格発表日		10 月上旬 ※ 可否に関わらず、受験者全員にメールで通知します。
第 2 次選考日		10 月 17 日（土曜日）又は 10 月 18 日（日曜日）のうち都が指定する 1 日
最終合格発表日		12 月上旬 ※ 可否に関わらず、受験者全員にメールで通知します。
採用予定日		令和 9 年 4 月 1 日（木曜日）

1 選考職種、採用予定者数等

職種	採用 予定者数	求められる経験	業務内容
福祉	若干名	相談援助業務や直接 処遇業務等の福祉に 関する職務経験	・ 児童相談所における相談援助業務（児童福祉司） ・ 児童自立支援施設及び一時保護所における児童の 行動観察、生活指導等 ・ その他（女性相談支援センター、障害者福祉分野 の施設における対人援助等）

- ◎ 採用予定人員は、欠員の状況等により増減する可能性があります。
- ◎ 児童自立支援施設や一時保護所等の職場では、夜勤等交代制勤務があります。
- ◎ 都の運営する児童相談所は都内に 12 箇所、児童自立支援施設は都内に 2 箇所、一時保護所は都内に 8 箇所あります。その他、女性相談支援センター、障害者福祉分野の施設が都内に複数あります。

2 受験資格

受験資格の有無、申込内容などについて、以下の事項をよく読んだ上で申込みをしてください。
申込内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

次の①から⑥までの要件を全て満たす人が受験できます。

- ① 昭和40年4月2日以降に生まれた人
(職員の定年は、令和8年4月1日現在、62歳です(医師等を除く。)。定年に達した日以降における最初の3月31日に退職となります。)
- ② 活字印刷文による出題に対応できる人
- ③ 地方公務員法第16条の欠格条項(※1)に該当しない人

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

- ④ 申込日現在、東京都職員(※2※3※4)(教育公務員(※5)、任期付職員(※6)、特別職非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。)でない人

※2 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例(平成13年東京都条例第133号)第10条に規定する団体への退職派遣者は東京都職員とみなす。

※3 申込受付期間末日現在、令和9年度新規採用職員として、東京都職員に採用が内定している者を含む。

※4 警視庁の警察官及び東京消防庁の消防吏員を含む。

※5 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずるものを含む。

※6 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律に規定する任期付研究員をいう。

- ⑤ 学歴区分(※7)に応じた民間企業等(官公庁含む)における福祉に関する職務経験年数(※8)が、3ページに掲げる《別表》の「必要な職務経験年数」以上ある人(令和9年3月末日現在)

※7 原則として、最終学歴に応じた職務経験年数を適用しますが、最終学歴以外の学歴による方が職務経験年数について有利になる場合には、その学歴を適用することができます。

※8 「民間企業等における福祉に関する職務経験年数」には、会社員、自営業者等として6か月以上継続して就業した期間が該当します。これらに該当する経験が複数ある場合(同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限る。)は、通算することができます。また、「福祉に関する職務経験」とは、福祉施設や病院等での相談援助業務や直接支援業務等の対人援助業務を指します。

詳しくは、福祉局職員採用ホームページに掲載している「福祉に関する職務経験について」を御覧ください。

- ⑥ 次のいずれかの資格を有する又は令和9年3月末までに取得見込みの方

(国家資格)・ 社会福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 保育士

(任用資格)・ 児童指導員 ・ 児童生活支援員 ・ 児童自立支援専門員 ・ 児童福祉司

(注) 1 同一期間内に学歴(適用する学歴区分の学歴及び当該学歴区分への入学のために必要な下位の学歴)と職務経験が重複する場合は、学歴か職務経験のいずれか一方の経験に限り、受験資格として認めます。また、専門職大学等を学歴区分とするに当たり、職務経験の一定期間を修業年限に通算して卒業又は修了した場合は、修業年限に通算した期間は職務経験年数から除外します。

<例1>夜間大学院に通いながら働いていた人が、最終学歴区分「大学院修了」で申し込む場合は、大学院と重複した職務経験を「必要な職務経験年数」に通算することはできません。

<例2>高等学校に通いながら働いた後に大学を卒業した人が最終学歴区分「大学卒業」で申し込む場合は、高等学校と重複した職務経験を「必要な職務経験年数」に通算することはできません。

2 最終合格後、職歴証明書や卒業証明書等、職務経歴や最終学歴等を確認するための証明書類を提出していただきます。職務経歴等が証明できない場合は採用されないことがあります。

《別表》

学歴区分		学歴免許等の資格（学校教育法による学校及び教育施設）	必要な福祉に関する職務経験年数	
			主事級職	主任級職
大学院修了	博士課程	大学院博士課程の修了	2年以上	5年以上
	修士課程・専門職学位課程（標準修業年限2年以上）	（1）大学院修士課程（標準修業年限2年以上）の修了 （2）専門職大学院専門職学位課程（標準修業年限2年以上）の修了	2年以上	5年以上
	修士課程・専門職学位課程（標準修業年限1年）	（1）大学院修士課程（標準修業年限1年）の修了 （2）専門職大学院専門職学位課程（標準修業年限1年）の修了	2年以上	6年以上
大学卒業	6年制	大学の医学若しくは歯学に関する学科（学校教育法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）、薬学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業	2年以上	5年以上
	専攻科	4年制の大学の専攻科の卒業又は修了	2年以上	6年以上
	4年制	4年制の大学の卒業	2年以上	7年以上
短期大学等卒業	3年制	（1）3年制の短期大学又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の卒業又は修了 （2）2年制の短期大学の専攻科の卒業又は修了 （3）高等専門学校の専攻科の卒業又は修了 （4）専修学校（修業年限3年以上の専門課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業	3年以上	8年以上
	2年制	（1）2年制の短期大学又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の卒業又は修了 （2）高等専門学校の卒業 （3）高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業又は修了 （4）大学の2年制の課程の修了 （5）専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 （6）各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	4年以上	9年以上
高等学校等卒業	専攻科	（1）高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業又は修了 （2）専修学校（修業年限1年以上の専門課程で年間授業時数800時間以上のものに限る。）の卒業又は修了	5年以上	10年以上
	3年制	（1）高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（学校教育法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 （2）高等専門学校の3年次の課程の修了 （3）専修学校（修業年限3年以上の高等課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 （4）各種学校（「中学校卒業」を入学資格とする修業年限3年以上の課程のものに限る。）の卒業	6年以上	11年以上
	2年制	（1）専修学校（修業年限2年以上の高等課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 （2）各種学校（「中学校卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	7年以上	12年以上
中学校等卒業		（1）中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（学校教育法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 （2）専修学校（修業年限1年以上の高等課程で年間授業時数800時間以上のものに限る。）の卒業	9年以上	14年以上

- (注) 1 卒業、修了は卒業見込み、修了見込みも含む。(卒業(修了)見込みの人は、令和9年3月末までに卒業(修了)できなかった場合、必要な職務経験年数について下位の学歴区分の欄を適用する。)
- 2 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程、大学に置かれる夜間課程又は通信教育課程を卒業(修了)した場合は、実際に修学した年数に関わらず、同種の学校の通常課程の卒業(修了)と同一の職務経験年数が必要となる。
- 3 飛び入学等により修学年限を短縮して卒業・修了した人(見込みを含む。)については、当該学歴区分に対応した必要な職務経験年数を適用する。
- 4 「学歴免許等の資格」欄は各学歴区分に対応する主要資格のみ記載。上記以外の学歴免許等の資格が対応する学歴区分については、福祉局総務部職員課人事担当へ問い合わせて確認すること。

3 選考内容

(1) 第1次選考

ア 選考日及び選考会場

選考日	選考会場
9月11日(金曜日)から9月24日(木曜日)までの間で受験者が選択する日	テストセンター 詳細はウを参照

イ 選考内容

科目	内容
書類選考(事前提出)	職務経験調書、エントリーシート
適性検査(注)	基礎能力検査 (職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての択一式)

(注) 1 適性検査は、SPI3(SPI3-G)です。言語的理解力や数的処理能力、論理的思考力を問います。

2 基礎能力検査の受験前に、自宅等のパソコン・スマートフォンで性格検査を受験していただく必要があります。ただし、性格検査の結果は、合否に関係ありません。

◎ 合格発表は、合否に関わらず、受験者全員にメールで通知します。

ウ 適性検査の受験方法

申込みから第1次選考適性検査受験の流れについては、8ページに掲げる別紙1を御確認ください。性格検査は自宅等での受験、基礎能力検査はテストセンター(全国に設置されるリアル会場またはオンライン会場)のうち受験者が選択する会場での受験となります。

適性検査の受験に必要な手続きについては、随時、登録されたメールアドレス宛に電子メール(第1次選考受験案内)を送信します。第1次選考受験案内に従い、速やかに日程・会場の予約を行ってください。

適性検査の推奨環境については、9ページに掲げる別紙2を御確認ください。

(2) 第2次選考

ア 選考日及び選考会場

選考日	選考会場
10月17日(土曜日)又は10月18日(日曜日)のうち都が指定する1日	東京都庁本庁舎 (東京都新宿区西新宿2-8-1)

◎ 選考日、集合時間、選考会場等の詳細は、第2次選考受験票にてお知らせします。

イ 選考の内容

科 目	内 容	回数
口述試験	職務経験及び職務遂行に必要な専門知識並びに人物についての個別面接	2 回

- ◎ 面接は同日に2回実施します。必ず2回とも受験してください。
なお、2回受験しなかった場合は辞退とみなします。
- ◎ 合格発表は、可否に関わらず、受験者全員にメールで通知します。

4 申込方法等

必ずインターネットで申込みをしてください。窓口での申込みは受け付けません。

- ※ 東京都福祉局総務部職員課が、やむを得ない事情があると認めた時は、郵送での申込みを受け付けますので、事前にお問い合わせください。また、身体の障害等によりインターネット申込みが困難な人も、東京都福祉局総務部職員課へお問い合わせください。
- なお、郵送申込みの場合の受付締切は、8月28日（金曜日）（消印有効）です。

（１）申込方法

下記URLから必要書類の様式をダウンロードし、作成した上で申込フォームから送信してください。申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

< URL >

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/about/soshiki/soumu/syokuin/syokuin_joukin/bosyu_ichiran/keikensha_fukushi0401



<注意事項>

- ・ 期間中に正常に到達したものを有効とします。正常に申請ができていない場合は、フォームでの申請後に送信完了メールが届きます。
- ・ システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。
- ・ インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。不明点については「LoGo フォームに関するよくあるご質問」を御覧ください。

（２）申込時必要書類

ア 受験申込書兼履歴書

- ※ 写真の貼付が必要です。

イ 職務経験調書

- ※ 福祉に関する職務経験に限らず、全ての職務経験について記入してください。

ウ エントリーシート

エ 資格要件調査票（受験資格となる国家資格を有する場合は提出不要）

- ※ 提出書類は返却しません。また、提出後の内容変更や差替えはできません。
- ※ 記入された職務経歴については、最終合格後、職歴証明書を提出していただきます。
職務経験期間の証明ができない場合は、採用されないことがあります。

(3) 職務経験期間の通算方法

- ・ 通算の対象となるのは、一つの職務経験につき、6か月以上継続しているものです。
- ・ 申込書記入日現在、在職中の方は、令和9年3月末日現在の見込みで期間を入力してください。
- ・ 一つの職務経験につき、歴月は1か月として算定し、歴月に満たない期間は日数を合算した上で30日を1か月として換算し、30日に満たない日数については切り捨てます。
(例) 雇用期間が3月13日から9月26日の場合
4月から8月までを5か月として計算し、歴月に満たない日数である45日(3月13日から3月31日までの19日間と、9月1日から9月26日までの26日間を合算)を1か月と換算し(15日分を切捨て)、通算6か月と算定します。
- ・ 同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。
- ・ 同一期間内に学歴(適用する学歴区分の学歴及び当該学歴区分への入学のために必要な下位の学歴)と職務経験が重複している場合は、重複期間を差し引いてください。また、専門職大学等を学歴区分とするに当たり、職務経験の一定期間を修業年限に通算して卒業又は修了した場合は、修業年限に通算した期間は職務経験年数から除外します。

(4) 第1次選考受験案内の交付

- ・ 受付期間終了後、第1次選考受験案内をメールで送付します。9月9日(水曜日)正午までに受験案内が届かない場合は当日の午後5時45分までに福祉局総務部職員課人事担当へ必ずお問い合わせください。

5 採用、主な勤務条件等及び昇任制度等

(1) 選考実施方法及び採用時期等

- ア 第1次選考合格者は、第1次選考の全ての科目の成績を合わせた総合成績により決定します。
ただし、一つでも一定基準に達しない選考科目がある場合は、他の科目の成績に関わらず不合格となります。そのため、総合成績が上位であっても不合格となる場合があります。
- イ 第2次選考合格者(最終合格者)は、第2次選考の全ての科目の成績を合わせた総合成績により決定します。
なお、主事級職と主任級職を併願し、主任級職最終合格者に決定された人は、主事級職最終合格者には決定されません。
- ウ 最終合格後、受験資格等の確認を行います。職務経験期間や学歴の証明等ができない場合は採用されないことがあります。
- エ 地方公務員法第22条に基づき、6か月の条件付採用期間を経て正式採用となります。
- オ 採用日は、原則として、令和9年4月1日です。
- カ 配属先により、以下のとおり取り扱います。
- ・ 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、こども性暴力防止法第二条第四項及び第六項に定める「教員等」または「教育保育等従事者」に該当する等、こどもと接する業務に従事する場合は、こども性暴力防止法第二条第七項に定める特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ・ 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じることとなります。
 - ・ 採用選考過程等において、書面や口頭等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

(2) 任用する職

主事級職又は主任級職として任用されます。

(3) 主な勤務条件等

ア 勤務時間

原則として週38時間45分、1日当たり7時間45分

イ 給与

初任給	主事級	約 301,500円
	主任級	約 336,300円

- (注) 1 この初任給は、令和8年4月1日現在の給料月額に、地域手当(20%地域手当の場合)を加えたものです。
なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。
2 上記のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤奨手当等の手当制度があります。
3 職務経験が一定以上ある人は、一定の基準により加算される場合があります。
4 60歳を超える職員については、適用される給料表の級・号給の給料月額の7割の額となります。

ウ 休暇

1年間に20日(4月1日採用の場合は15日)付与される年次有給休暇をはじめとして、妊娠・出産を支援する休暇(妊娠出産休暇、出産支援休暇ほか)、仕事と育児・介護を両立する休暇(育児参加休暇、介護休暇、短期の介護休暇ほか)、慶弔休暇、夏季休暇等があります。

(4) 昇任制度

東京都では、学歴等によらない能力・業績主義に基づく選考(主任級職選考・管理職選考等)により昇任する仕組みになっています。(日本国籍を有しない職員は、管理職選考を受験できません。)

※ 本採用選考で主事級職として採用された場合、原則採用後3年目から主任級職選考を受験できます。

(5) 奨学金返済・育成支援事業

東京都では、東京都職員に採用された方がキャリアアップできる環境を確保するため、「福祉」又は「心理」の職種で採用された方を対象に、奨学金の返還を支援します。返還支援額は月5万円を上限とし、5年間を上限に最大300万円を支援します。詳細については、[福祉局 職員採用ホームページ](#)に掲載している「東京都職員対象奨学金返済支援事業について」をご確認ください。

■ この選考についてのお問い合わせ先

東京都福祉局総務部職員課人事担当

【電話】 03-5388-3946 (直通)
(午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く))

【メール】 S1140102@section.metro.tokyo.jp

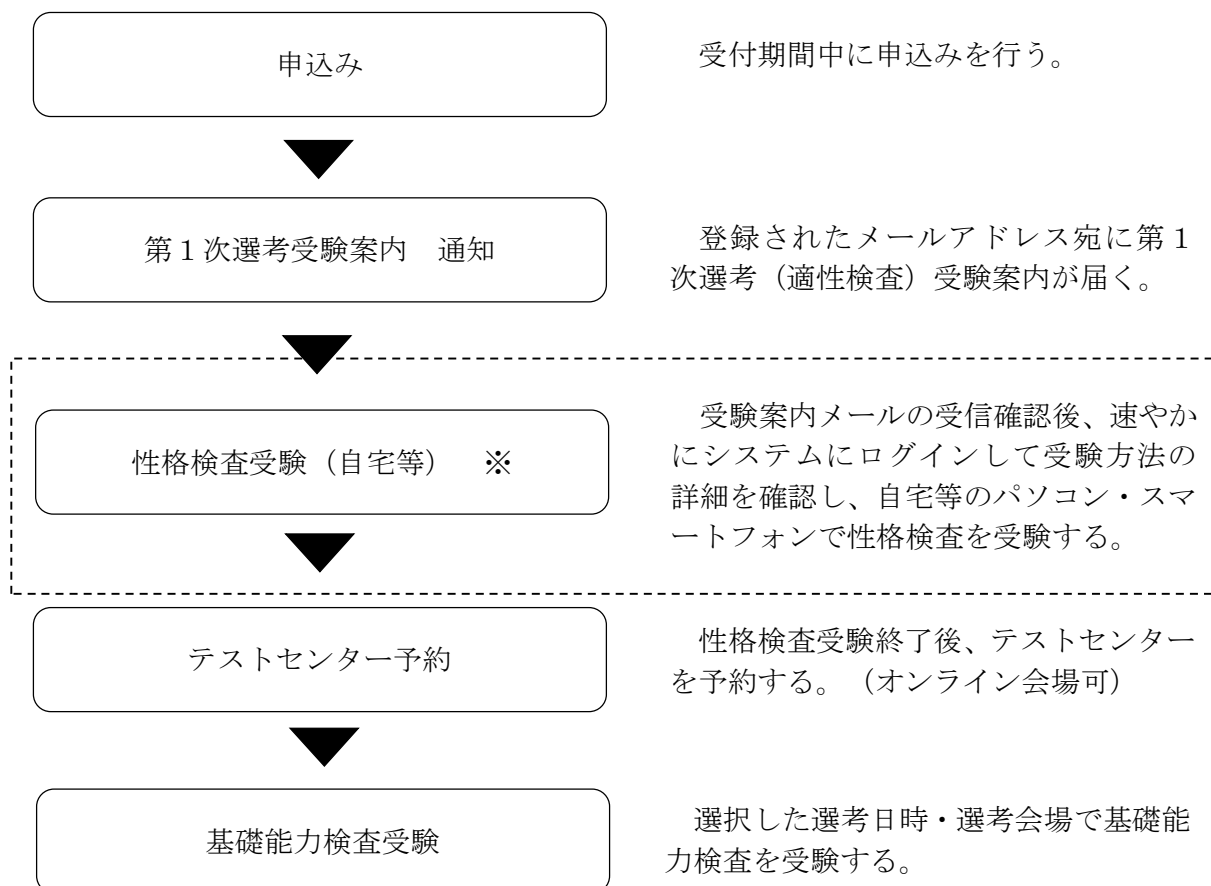
【福祉局ホームページ】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

《福祉局・保健医療局採用職種ナビ》

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/saiyou/>

◎ 採用職種ナビでは、先輩職員からのメッセージなどを紹介しています。

<別紙 1> 申込み～適性検査受験の流れ



※ 基礎能力検査の受験前に、性格検査を受験していただく必要があります。ただし、性格検査の結果は、可否に関係ありません。

＜別紙２＞ 第１次選考の推奨環境

＜性格検査受験・会場予約＞リアル会場・オンライン会場共通

■パソコン推奨環境

OS	日本語版 Windows 11 日本語版 MacOS 10.13 以降
ブラウザ	Google Chrome Microsoft Edge Safari 7.0 以上
CPU	1GHz 以上
メモリ (RAM)	1GB 以上(32bitOS) / 2GB 以上(64bitOS)
インターネット	回線速度：5Mbps 相当以上
ブラウザの拡大設定	100%となっていること
テキストサイズの設定	100%となっていること
ディスプレイの解像度	横：1024 以上 縦：800 以上

■スマートフォン推奨環境

OS	iPhone iOS 15.0 以降 Android 10 以降
ブラウザ	iPhone Safari Android 標準のブラウザ / Google Chrome

＜基礎能力検査受験＞オンライン会場のみ

■パソコン推奨環境

OS	日本語版 Windows 11 日本語版 MacOS 10.13 以上
ブラウザ	最新版の Google Chrome、Microsoft Edge (Chromium 版) のみ ※上記以外のブラウザでは正常に受験が完了できません。
CPU	1GHz 以上
メモリ (RAM)	4GB 以上
インターネット	回線速度：上り / 下りともに 10Mbps 相当以上 接続方法：無線や Wi-Fi ではなく、有線 LAN での接続を推奨
ブラウザの拡大設定	100%となっていること
テキストサイズの設定	100%となっていること
ディスプレイの解像度	横：1024 以上 縦：800 以上
WEB カメラ	フレームレート：10fps 以上 解像度：640×480 以上 カメラ種類：パソコン内蔵カメラ、外付けカメラのどちらも利用可能 ※カメラは、受験者を正面から映す角度に設置されている必要があります。
サウンド・マイク	オーディオとマイクがミュートにされていないこと
デバイス	タブレット、スマートフォンでは受験できません